資料4

令和8年度　廃棄物施策案

1　施策を考えるにあたり考慮すべき点

令和6年度の全国平均の1人1日あたりのごみ量と比較すると、家庭系ごみ・事業系ごみいずれも多いが、特に事業系ごみの差が大きい。

（単位：g）

	弘前市	全国平均	差
家庭系ごみ	659	580	79
事業系ごみ	372	258	114
計	1,031	839	192

※端数処理のため内訳と合計が一致しない箇所あり

家庭系ごみについては、プラスチック資源の分別収集が始まり、各家庭においてごみの見える化が進んでいるものと認識している[1]。

プラスチック資源の分別収集は、ごみの減量に直接影響するものではないが、この見える化により一定程度減量意識が高まるものと推察される。

このことから、令和8年度は事業系ごみの減量化に重点を置き、弘前市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に則り順次着手していく。

2　新たな施策案

（1）一般廃棄物を装った産業廃棄物の流入防止

①根拠となる背景

近年、明らかに個人解体による廃棄物の処理方法に関する問い合わせが増えているため、当課に排出者から相談があった際は事細かにヒアリングを実施しているが、その際、「個人でやった」と最初に主張する者も、ヒアリングを進めるにあたり「仕事として依頼された」や「産業廃棄物として処分すると割高であるから自分で処分すればいいと言われた」など明らかに違法な処理をしようというケースが多発している[2]。

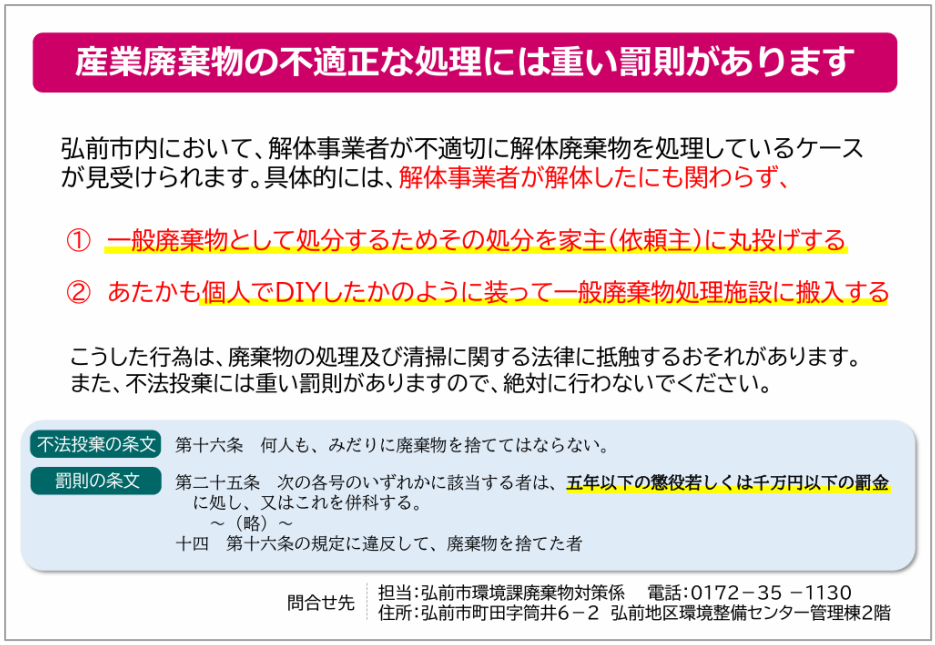
②これまでの取組

当課では、令和7年11月10日から建築指導課に対し、解体による届出をしてきた方に対し次のチラシを配付してもらうよう依頼している。

---

[1] 多くの市民から燃やせるごみの袋がいっぱいにならないので別なごみ袋で出せないものかという相談が多数寄せられている。

[2] 記録を件数として把握していないが、一週間に少なくとも7回は問い合わせが寄せられている状況であり、そのうち半分くらいはヒアリングをすると話が二転三転する疑わしいケースがある。また明らかに個人では取り外せないような水道設備の相談も受けることがある。



産業廃棄物の不適正な処理には重い罰則があります

弘前市内において、解体事業者が不適切に解体廃棄物を処理しているケースが見受けられます。具体的には、解体事業者が解体したにも関わらず、

① 一般廃棄物として処分するためその処分を家主(依頼主)に丸投げする

② あたかも個人でDIYしたかのように装って一般廃棄物処理施設に搬入する

こうした行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれがあります。
また、不法投棄には重い罰則がありますので、絶対に行わないでください。

不法投棄の条文　第十六条　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

罰則の条文　第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
～（略）～
十四　第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

問合せ先　担当:弘前市環境課廃棄物対策係　電話:0172－35 －1130
住所:弘前市町田字筒井6－2 弘前地区環境整備センター管理棟2階

このようにチラシを配付しても、抜本的な改善には至っていない状況である。

③課題

ア　物の性状だけを見て産業廃棄物であると判断が困難

ごみ処理施設の現場で対応する者は、弘前地区環境整備事務組合(以下「弘環組合」という。)から委託された事業者であり、市内の様々な現場で起きている疑わしい問題があることを知る由もなく、個人で排出したと言えば全て一般廃棄物として認定せざるを得ないのではないか[3]

イ　産業廃棄物の適正処理(県との連携)

これまで産業廃棄物を所管する県との現状の共有や連携した取り組みをしていなかったことも要因としてあるのではないか。

④具体的な対策

ア　弘環組合での搬入に係る検査の強化

弘環組合において、畳の搬入検査を実施している[4]ことから、建築廃材についても、同様に搬入するための条件としていくつかのハードルを設けることができれば産業廃棄物の流入は防げるのではないか。

➤ 弘環組合と、実現可能な搬入時のルールを検討・協議する。

---

[3] 個人でやったと言い張っても『個人経営の店を個人的に DIY した』というケースもあるため、誰が何をどのようにやったのかまでを問わなければ、産業廃棄物か否かの判断は不可能。

[4] かつて、弘環組合(津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局)では、畳の搬入が年々伸び、処理がひっ迫する勢いであったことから、当時、弘環組合管内の畳小売店全てに対し電話または訪問して聞き取りをした結果、畳小売店は全て産業廃棄物と一般廃棄物を分けて適正に処理していたことを確認。また、搬入した記録を見ると、一部の一般廃棄物収集運搬業者や直接搬入がほとんどを占めていると判断したことから、R4.6.1 から搬入検査を行い、畳みの搬入量が激減した記録がある。

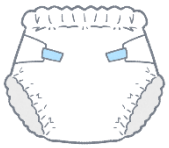
イ　適正処理の啓発

特に多くの不適正排出が疑われる弘環組合管内の解体事業者（解体工事業登録業者含む）に対し、訪問による指導又はチラシを配付するなど、何かしらの対応ができないものか。

► 対象事業者に対し、どのような対策がとれるものか県と協議する。

排出元と搬入場所の対策を並行して行うことで、適正排出が進むことを期待

（2）使用済み紙おむつリサイクルの可能性調査



①根拠となる背景

高齢化社会の進展に伴い、大人用紙おむつの使用量は年々増加しており、環境省では国内の一般廃棄物を占める使用済み紙おむつの割合を、2023年度は 5.5%であるが、2050年度には 7.7%～12.7%に増加する見込みと推計している[5]。使用済み紙おむつは水分を多く含んでいることから、焼却温度の低下が懸念されるほか、素材に上質パルプや高分子吸収剤など再生利用により有効活用が見込まれる資源を焼却している状況である。

②これまでの取組

令和7年度までの旧基本計画には取組内容として盛り込んでいなかったが、令和8年度からの基本計画に、紙おむつリサイクルの研究を取組内容に掲載。

③想定される課題

ア　通常、焼却処理に比較するとリサイクルに要する費用が高い
イ　最寄りにリサイクル施設がない
ウ　焼却量の減少には繋がるがごみの減量化には繋がらない

④具体的な対策

焼却量の減量が見込まれるほか、基本計画掲載事業でもあることから、先ずは当市が置かれている状況下で紙おむつのリサイクルを実現可能であるのか、やるとしたらどの程度の経費が掛かるのか先ずは調査・研究に着手する。

以　上

[5] 環境省／使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン　令和8年4月